

市営住宅収入月額計算表

【所得金額】 ※収入額ではなく、所得金額を記入します。

申込者の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
年間所得合計金額	円

同居される方に所得があれば記入します。
パート収入や年金も含まれます。

所得の調べ方

申込み時に提出していただく書類は、市町村が発行する所得証明書または課税証明書（非課税の方は非課税証明書）となりますが、次の書類があれば所得を確認することができますので、参考としてください。

- ・令和7年度 市・県民税 特別徴収額の通知書（納税義務者用）

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{【年間所得合計金額】} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{【控除合計金額】} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{【あなたの世帯の収入月額】} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

※裏面参照

	計算後の収入月額	家賃ランク
一般階層	0～104,000円	A
	104,001～123,000円	B
	123,001～139,000円	C
	139,001～158,000円	D
裁量階層	158,001～186,000円	E
	186,001～214,000円	F

一般世帯の基準です。

E・Fは裁量階層に該当した世帯の基準です。

※裁量階層については2ページをご覧ください。

【所得から控除する金額】

※年齢は令和6年12月31日時点の満年齢です。

	控除名	控除の内容		控除額
①	親族控除	①申込者本人以外の方で、市営住宅と一緒に 入居する方（婚約者も含む） ②市営住宅へは一緒に入居しないが、 <u>税法上</u> 扶養親族になっている方 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族に はなりません)	1人につき	380,000円×()人
②	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち満70歳 以上の方	親族控除のほか 1人につき	100,000円×()人
③	特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (配偶者を除く)	親族控除のほか 1人につき	250,000円×()人
④	寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親 族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫 の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額 が500万円以下の方 ※①・②いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	入居予定者のうち あてはまる方 1人につき	270,000円×()人 (所得が27万円以下 であれば、その金額)
⑤	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が 明らかでない方のうち、生計を一にする子(※) がいる方で、合計所得金額が500万円以下の 方 ※総所得金額が48万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないこと	入居予定者のうち あてはまる方 1人につき	350,000円×()人 (所得が35万円以下 であれば、その金額)
⑥	障害者控除	入居予定者または遠隔地扶養親族のうち、あてはまる方		
		普通障害者→障害者手帳(身体・精神・療育) の交付を受けている方	1人につき	270,000円×()人
		特別障害者→上記のうち、重度の障害がある方 (身体1～2級、精神1級、療育A判定)	1人につき	400,000円×()人
⑦	振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得(給与所 得等)を有する方	1人につき	100,000円×()人 (給与所得等が10万円以下 であれば、その金額)
【控除合計金額】				円
(この額が裏面【控除合計金額】の欄に入ります)				